

徳島県障がい福祉計画（第 4 期）【案】の概要について

1 計画の趣旨

本計画は、「障害者総合支援法」に基づき、障がい福祉サービス等について、市町村の状況も踏まえた今後必要な量を見込み、その見込みに基づいて提供体制の確保の方策等を定める。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、障害者基本法に基づき障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画である「徳島県障がい者施策基本計画」の中の「生活支援」に関する実施計画として位置づけられている。
- (2) 県の障がい福祉計画は、住民に最も身近な自治体として重要な責任を負っている市町村の障がい福祉計画の達成に資するため、市町村の方針を尊重しつつ、広域的な見地から全体方針を定める。

3 計画期間

平成 27 年度～平成 29 年度の 3 年間

4 計画の目標

(1) 施設入所・入院から地域生活への移行

①福祉施設入所者の地域生活への移行

- ・ 福祉施設入所者の地域生活への移行者数 182 人（平成 25 年度末の施設入所者のうち 12.1%）
- ・ 施設入所者の削減数 85 人（同 5.6%）

②入院中の精神障がい者の地域生活への移行

- ・ 入院後 3 か月時点の退院率 64%以上
- ・ 入院後 1 年時点の退院率 91%以上
- ・ 長期在院者（入院期間が 1 年以上）数の削減率 平成 24 年度比 18%以上

③地域生活支援拠点機能の設置

- ・ 各圏域に 1 つ以上

(2) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

①年間一般就労への移行者数

- ・ 一般就労移行 148人（平成24年度移行実績の1.8倍）

②就労移行支援事業の利用者数

- ・ 事業利用者数 361人（平成25年度末利用者数の6割増）

③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

- ・ 就労移行率が3割以上の事業所 全体の6割以上

5 重点戦略

- (1) 地域生活支援拠点の整備
- (2) 障がい児支援の充実
- (3) 相談支援体制の充実

6 計画の構成

第1章 基本的事項

計画の目的、基本理念等について定める。

第2章 目標値の設定

地域生活への移行及び一般就労への移行について目標値を定める。

第3章 障がい福祉サービス等

各種障がい福祉サービス等の必要な量の見込み、見込量確保のための方策について定める。

第4章 障がい児支援

障がい児に関するサービスの必要な量の見込み、見込量確保のための方策、関係機関との連携等について定める。

第5章 相談支援体制

障がい福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制について定める。

第6章 地域生活支援事業

県が行う地域生活支援事業の必要な量の見込み、見込量確保のための方策について定める。